

決 裁	会 長	事 務 局	
		清水	事務局 30.9.04 林

30.9.04  
木村空衛協  
30.9.04  
受付事務局  
30.9.04  
小沼北労発基 0903 第 1 号  
平成 30 年 9 月 3 日

使用者団体の長 殿

北海道労働局長



平成 30 年度北海道最低賃金の広報誌(紙)への掲載依頼について

労働行政につきましては、日頃より格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、最低賃金制度は、道内で事業を営む使用者及びその事業場で働く全ての労働者に適用され、労働条件の改善等に大きく寄与しているものであり、その履行確保を図るためには、最低賃金額の周知がきわめて重要です。今般、北海道最低賃金が別添のとおり改正決定され、本年10月1日より発効することとなりました。

つきましては、広く道民の皆様への周知を図るため、貴団体発行の広報誌(紙)への早期の掲載等について、特段の御協力をお願い申し上げます。

また、貴団体のホームページ内の広報記事欄(トピックス等)への掲載につきましても、併せて御配慮いただきますようお願い申し上げます。

## 【参考】

北海道労働局では、最低賃金及び賃金の引上げに向けた環境整備を図るため、以下の最低賃金の引上げや処遇改善に向けた支援を実施しており、その活用促進に努めてまいります。(別添リーフレット参照)

- ① 業務改善助成金
- ② キャリアアップ助成金
- ③ 人材確保等支援助成金

&lt;担当&gt;

北海道労働局労働基準部賃金室 最低賃金係 佐藤  
電話：011-709-2311 (内線3533)

※ 広報例は、当局 HP (<https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/banner/1109.html>) → 北海道労働局 HP 右側のバナー「最低賃金835円/時間」すぐ下にある「最低賃金の詳細」にファイル掲載しておりますので、ご活用ください。